

令和2年1月

# 上天草市農業委員會會議錄

令和2年1月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年1月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和2年1月10日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 追加日程 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 日程第8 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 日程第9 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
5番 木嶋 たか子	6番 磐田 清俊	7番 岩崎 國重	8番 源 義通
9番 松本 光義	10番 森 和敏		

(事務局)

局長 徳弘 恵吾	主事 塩田 有沙	主事 田島 伸吹	嘱託 山下 久美
----------	----------	----------	----------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

4番 水野 美奈子

開会 午前9時30分

### 1 開会

事務局（徳弘）

皆様、明けましておめでとうございます。

ただいまから、令和2年1月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日は10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

### 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、明けましておめでとうございます。

一同

（おめでとうございます）

議長（西岡）

令和2年の新春、農業委員会一同が新しい年を迎えることができましたことを、皆様方とともに喜びたいと思います。

私たち農業委員会も新体制に入りまして早3年目を迎えたわけでございます。今年度は改選という重要な時期を迎えております。皆様方とともに、3年間の反省をしながら、そしてまた、新しい年に向けてともに切磋琢磨しながら、農業委員会活動に頑張っていきたいと思います。どうか本年もひとつよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、年頭のご挨拶に代えさせていただきます。

### 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、10番、森委員、よろしくお願ひいたします。

#### 4 議事

##### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局、説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△△番△、地目は畑、面積1, 645m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約1.8キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田2, 853m<sup>2</sup>、畑13, 298m<sup>2</sup>、合計16, 151m<sup>2</sup>、稼動力は2、農機具等は、トラクター1、噴霧器2、耕耘機1、マルチヤー1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩10分程度とのことであり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、花卉を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

はい、席番3番の山口が議案1号の1番について補足説明をいたします。

改めまして、明けましておめでとうございます。1番バッターということで失敗しないように説明したいと思います。

今、事務局から詳しく説明がありましたとおり、申請人の方は、荒れた土地は全然ないと胸張って言われました。申請人から「農地今は幾らぐらいするのだろうか」と、11月の総会が終わった2、3日後に私にお尋ねになりました。何か高く言われるのでということでしたので、「農地には価格は付いていないから、売主と買主の間で話し合って決めたほうが良いのではないか」と話をいたしました。反対は1, 645m<sup>2</sup>ですが、法面が3分の1ぐらいある所で、価格も妥当な金額ではないかな

と思います。遊休農地もないということで頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

2番の申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和地区字□□△△△番外1筆、地目は田、面積1, 881m<sup>2</sup>、同じく字□□△△△番外1筆、地目は畠、面積1, 254m<sup>2</sup>、合計4筆、合計面積3, 135m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4、5、6、7ページのとおりで、直線距離で○○○○○○○から南東の方向、約4.7キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が畠8, 353m<sup>2</sup>、本面積は熊本市で耕作中のものになります。稼動力は3、農機具等は、トラクター1、重機1、大型管理機2、噴霧器1、田植機1、軽トラック1、トラック1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。申請人は現在熊本市に住んでいますが、申請地のそばにある住宅もあわせて購入予定とのことであり、通作距離も問題なく、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、水稻とミカンを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（元梅）

1号の2番を推進委員の元梅が説明します。

現地調査お疲れさまでした。田の方は、重機を持ってきて深耕して造るということでした。図面の5ページ～6ページですね、ミカンを植えてあるところの土地を

買ってらっしゃいまして、道がないんですけど、道は重機で造るということです。それとL型の土地がありますけど、その上の宅地も買われるそうで、住宅が建っています。趣味が魚釣りだそうです。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、どうもありがとうございました。

ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

3番の申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積403m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向、約1.2キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田4、585m<sup>2</sup>、畠1、657m<sup>2</sup>、合計6、242m<sup>2</sup>、稼動力は1、農機具等は、トラクター1、軽トラック1、モア1、草刈機1、ロールベーラー1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から約3キロであり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、牧草を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

議案1号の3番につきまして、席番8番の源より補足説明をいたしたいと思います。

本件は、先月の申請で1筆申請を忘れていた、ということです。スライドで見てもらえば、一見山見えますが、先のほうにミカンが植えてあります。

譲渡人が高齢で天草に帰って来ないとということで、無償で譲渡ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま、3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡） 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町会津地区字□□□△△△△△番△、地目は田、面積651m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約11.4キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、既に工事が完了しており、現状のまま利用するため費用は発生しないとのことです。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区的排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設の側溝及び水路へ流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、既に工事が完了しており、現状のまま利用することから、近隣への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は既に工事が完了していたため、顛末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡） 2番の松岡が説明申し上げます。

きのうの現地確認、ご苦労さまでした。前回提出をしておりました案件と同じで、合併当時市役所が申請をせず、返却後も駐車場として使用している状況であります。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。この前話した公共用地についての説明をお願いします。

事務局（徳弘） （画面で）基礎が立っているところが、数カ月前、別の方の申請で出されていますけれども、あそこまで含めて旧松島庁舎の職員の駐車場として市が借りて舗装をして使っていたところです。新しい庁舎ができたために、ここはもう所有者に返却すると。本来返却するときに原状復帰ということですべきところだったんですけども、お互い話し合いのうえ、原状のまま返してもらったということで違反状態になっているということになります。

ちょっと調べましたけれども、これは書類上というか、法律上の話、取り決め上の話になりますけれども、市、公共が借りたり購入したり、所有権の移転ですね、受けて、それを道路であるとか公用で使う場合、5条申請というのは必要ないということに一応なっておりまます。

本来、原状復帰してお返しすべきところを、借りたほうも貸したほうも、そのまま良いですよということでやったということになります。変な嫌な言い方にはなるんですけども、あくまでもその所有者の方、個人の方が違反状態のままの農地を返却してもらってそのままにしていたという形になってしましますので、説明しました顛末書は、所有者の方からいただいているという状況になります。本来、市が原状復帰して返すなりというのは必要ではあるんですけども、使い勝手の面あたりからもこのままでいいよということに、当然そういった話があったんだろうなと思うんですけども、どうしても所有者の方の違反という形になってしまいますので、そのようなことで顛末書をご本人からいただいたという経緯になります。

現実に言えば、やっぱり市はあくまでも予算かけてもう一回原状に戻してお返しするというのが筋ではあります。その条件で恐らく借りているはずですので。しかし、法律上はやっぱり所有者がそのまま原状で返してもらったということになりますので、ちょっと。

2番（松岡） そのとき所有者に指導するべきだった。申請だけはですね、本来やっぱりそれはわからない部分があるので。

8番（源） 参考までに、ちなみにこここの課税状況はどうなっていますか。

事務局（徳弘） すみません、そこまで調べていませんでした。

8番（源） やっぱり市のやり方がおかしいと思う。地目は田のままになっている訳だし。

議長（西岡） 一般的に考えるとですね、借りた者が転用申請をして転用しなければならなかつ

たと私は思います。そしたら、法的には公共用地だからその転用はしなくてもよいと。結局はそうなります。これは市がそのまま始末書を出さないといけないのではなくと局長に言ったんです。そしたら、詳しく調べたところ、公共用地ということで、市は転用申請をしなくてもいいということだそうです。そのとき、せめて許可不要の転用届くらいはやっぱり提出しなければならないと私は思いました。

事務局（徳弘）

なので一応は所有者の方からの顛末になりますけれども、一連の流れを考えると、当然、「市役所は何をしているのか」と言われてもしょうがないところかなと思います。

議長（西岡）

鉄塔でも一緒じゃないですか、ただ、許可不要の転用届だけでよいと。その転用申請はしなくとも良いとなっているじゃないですか。結局同じような考え方で、市役所の公共用地だったから転用申請はしてなかつたであろうということです。

3番（山口）

公共とかなんとか、農地を売った価格などの情報も、農業委員会には全然出てきませんね。

議長（西岡）

そういうことで、ただいまの件につきましてご異議ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番△、地目は畠、面積143m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北北東の方向、約3.7キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は土地購入費△△万円であり、資金計画では、自己資金の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農

業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水ではなく、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、既に工事が完了しており、原状のまま利用することから、近隣への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は既に工事が完了していたため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡） はい。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡） はい。議案第3号1番につきまして、推進委員、松岡が説明をいたします。

当地は、譲受人の宅地に隣接した土地でございまして、長年駐車場として利用しておりました。地籍調査のときに畠に地目変更されていたということを知らずに、宅地と思って今回購入になり、農地と分かったので申請をあげられたそうでございます。何ら問題ないと思われます。以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

2番の申請人は、大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△△番外1筆、地目は田、合計2筆、合計面積1,687m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○○から西の方向、約1.1キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は重機・資材置場で、事業資金は、土地購入費△△△万円、土地造成費△△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水ではなく、排水につ

いては、雨水は新設する側溝及び、素掘りを設け、既設の側溝・素掘りへ流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策をとり、周辺地域に被害がおよばないようにすることです。また、工事完了後は、近隣農地への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番(磯田)

6番、磯田が説明します。申請人は土木建設業をされている方で、現在、資材置場が不足して狭くなつた状況ですので、作業中に出る土砂などを活用してこの土地に増設するということでした。道路からかなり下まで、3、4メートルぐらい下がった田んぼと田んぼです。(画面の)向こうのほうに家がありますけれども、排水路みたいな小さい用水路がありまして、周りの住宅や田んぼに害がないようにするというふうにおっしゃっておりましたので、問題はないかと思います。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし　の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい、議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

3番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△△番△△、地目は畠、面積254m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑦、詳細は16~17ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北北西の方向、約1.5キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び污水は、合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ流すとのことです。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策を取り、周辺地域に被害がおよばないようにするとのこ

とです。また、工事完了後は、近隣農地への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番(磯田) はい。引き続き6番、磯田が説明します。

個人住宅の建設ということで、現在、畑にタマネギが植えてありますけれども、4月ぐらいに収穫予定ということで、その収穫終了後に着工したいということでした。この地域が大雨のときに浸水する恐れがあるということで、多少嵩上げというふうな形になるということでした。その造成にかかる土砂とか石とかに関しては、申請人がまだ20代で若いので、なかなかわかりづらいところもあるということでしたけれども、すぐ隣に母親が住んでいらっしゃって、私が全責任を持って行いますということでしたので、何ら問題ないかと思います。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、4番、説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第3号、番号4番です。議案は同じく6ページになります。

4番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番、地目は畠、面積388m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑧、詳細は18~19ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約2.5キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△万円、建築費△△△△万△△△△円、雜費△△万△△△△円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ排水することです。被害防除については、造成工事の必要はなく、近隣に耕作中の農地もないことから、ほとんど影響がないとのことで

す。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内）

3号4番について、推進委員の山内が説明します。

現在、申請者は借家住まいで、2、3カ所土地をあたっていたそうですが、条件が折り合わず、将来両親の面倒を見るため、実家に近い農地を選定されたそうです。

申請地は、耕作放棄地です。給排水の計画について、生活排水、汚水等は合併槽で処理し、既設の側溝へ流すということです。農地の被害について、申請地は家と家の間にあり、周りには農地がないため影響はありません。排水関連の同意書も提出されています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、5番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号5番です。議案は7ページになります。

5番の申請人は、大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△△番、地目は畠、面積1,190m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑨、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約3.7キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の設置で、事業資金は、設備設置工事費及び負担金△△△△万△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は非農地判断済みのため、地区的排水同意書と近隣居住者の同意書を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策を取り、周辺地域に被害がおよばないようにすることです。また、工事完了後は、近隣農地への影響もほとんどないということです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田です。太陽光発電の建設による造成ということで、前の映像を見ていただきますと耕作放棄地になっておりまして、隣接する土地が申請人の実家の土地ということで、何ともめることはないというふうにおっしゃっておりました。ひとつ気になったことが、行ったときに、境界線がはっきりとはまだわかつてなくて、杭を打つてなかつたということが気になりましたけれども、ほかには近隣に迷惑をかけるような場所ではないと思いました。以上です。

議長（西岡）

ただいま、担当委員の説明の中にありましたように、境界がはっきりしなかつたということで、蓮田職務代理が相当指導をしていましたようです。

皆さん方もご承知のとおり、いろんな申請がでた場合は、はっきりとその境界がわかるようにすることを通知はしてあるはずです。きのう来ていた代理人も相当詳しいはずですが、なかなかこういったことが守られていないということで、皆さん方もやはり現地確認のときは、はっきりと境界がわかるような措置をとっていただきたいと思います。

ただいまの件につきまして何かございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

何らご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、6番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号6番です。議案は同じく7ページになります。

6番の申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地字□□□△△番△外1筆、地目は畑、合計2筆、合計面積388m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑩、詳細は22~23ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約8.2キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万、建築費△△△△△△△△△円、合計△△△△△△△△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の水路へ排水、生活雑排水及び汚水は下水道へ排水とのことです。被害防除については、造成工事の必要はなく、工事完了後

は、近隣農地への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡） はい。2番の松岡が3号の6番について説明申し上げます。

周囲の農地については、耕作放棄地がほとんどです。隣接の同意、区長さんの同意も得ておりますので、慎重審議よろしくお願ひします。

議長（西岡） ただいま、6番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問、ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、7番、説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第3号、番号7番です。議案は同じく7ページになります。

7番の申請人は、天草市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□□△△△△△番外3筆、地目は田、面積479m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑪、詳細は24～25ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向、約11.4キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は全て譲渡人が所有者のため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ排水、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ排水することです。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策を取り、周辺地域に被害がおよばないようにすることです。また、工事完了後は、近隣農地への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

議案3号の7番につきまして、席番8番の源より補足説明を申し上げます。

申請人は、現在天草市に住んでいらっしゃいますが、□□に両親がおりまして、両親の面倒をみるということで□□に家を建てるということですが、実はその自宅のほうが危険区域で、自宅の建て替えができないということで、既に5、6カ所以上物件を探しましたが条件等が折り合わず、この地に収まったということでございます。土地の購入費につきましては、図面25ページの道路すぐ横の三角形の土地とその下の土地の2筆になっておりますが、この黄色が塗ってあるところですね、これだけでなくて、その上にある5筆まで含めた価格と私は認識しております。上の5筆も農地でございまして、多分来月、売買の申請にかかると思いますが、そこまで含めた価格だろうと思います。そうでないとあまりにも高すぎますので。そういうことで、ここに家を建てて両親の面倒をみたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま7番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を求めますということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。議案は9ページ～12ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が2件、新規設定の計画が5件となっております。

はじめに、議案9ページ、番号1番及び番号2番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、使用目的、借地設置期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。まず、議案の10ページ、番号3番、土地の所在、松島町内野河内字□□□、地番△△△△△番△、登記簿地目は田1筆、面積は1,169m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人ともに松島町の個人の方です。利用目的は水田、支払いは10アール当たり40キログラムの物納です。設定期間

は、令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間です。

続きまして、番号4番、土地の所在、松島町内野河内字□□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田1筆、面積は1, 952m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人ともに松島町の個人の方です。利用目的は水田、支払いは10アール当たり30キログラムの物納です。設定期間は、令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間です。

続きまして、議案11ページ、番号5番、土地の所在、松島町大矢野町登立字□□□、地番△△△△△番△外1筆、登記簿地目は畑2筆、面積は3, 714m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人ともに大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和2年1月15日から令和5年1月14日までの3年間です。

続いて、番号6番、土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は田2筆、面積は2, 045m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人は市外の方です。利用目的は水田、支払いは1筆当たり30キログラムの物納です。設定期間は、令和2年1月15日から令和7年1月14日までの5年間です。

最後に、議案の12ページ、番号7番、土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番、登記簿地目は田1筆、面積は1, 000m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人は市外の方です。利用目的は水田、支払いは1筆当たり30キログラムの物納です。設定期間は、令和2年1月15日から令和7年1月14日までの5年間です。6番及び7番の借受人は市外の方ですが、先ほど5条申請の7番で説明されたとおり、住居の完成後、松島町に新しく建設する住居で生活される予定とのことです。

以上、利用権の設定をする人7名、利用権の設定を受ける人4名、利用権設定面積合計11, 089m<sup>2</sup>となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡） 次の売買関係までお願いします。

事務局（田島） はい、議案第4号農用地利用集積計画（案）、売買関係について説明いたします。議案は13ページになります。

所有権の移転を受ける者は、熊本県農業公社です。所有権の移転をする者は、大矢野町の個人の方です。所有権を移転する土地の所在は、大矢野町中地区字□□△△△△番△、地目は田、面積2, 305m<sup>2</sup>、利用目的は水田で、10アール当たりの単価は△△万円、対価は△△△△万△△△△△円。同じく、字□□△△△△△△番△、地目は畑、面積1, 899m<sup>2</sup>、利用目的は普通畑で、10アール当たりの単価は△△万円、対価は△△△△万△△△△△円。合計2筆、合計面積4, 204m<sup>2</sup>、合計対価は△△△△万△△△△△円です。所有権移転日は、令和2年1月20日、引渡時期及び対

償支払期限は、令和2年3月10日です。対償支払方法は口座振込、利用検討の種類は所有権移転で、利用権設定等促進事業の実施により成立する所有権移転に係る当事者の法律関係は、売買になります。説明は以上です。

議長（西岡）

ただいま、議案第4号の農用地利用集積計画（案）の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

3番（山口）

質問はありませんが、単価が高いねと今話しています。

議長（西岡）

場所の問題でしょうね。

3番（山口）

多分そうですよね。売渡人は知っているけれど、買う人が誰なのだろうか、と。来月は申請が出来ますね。

議長（西岡）

何かご意見ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第5号非農地通知交付申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第5号、番号1番です。議案は15ページになります。1番の申請人は、熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和地区字□□△△△番外4筆、地目は畑、合計5筆、合計面積1,730m<sup>2</sup>です。今回の申請場所は、図面1ページ⑫、詳細は26、27、28ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約4.7キロのあたりに位置しております。

申請地については、画面のとおりです。雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

2番までお願いします。

事務局（田島）

続きまして、議案第5号、番号2番です。議案は同じく15ページになります。

2番の申請人は、福岡県北九州市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番外3筆、地目は田及び畠、合計4筆、合計面積1,349m<sup>2</sup>です。今回の申請場所は、図面1ページ⑬、詳細は29~30ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向、約1.1.5キロのあたりに位置しております。

申請地については、画面のとおりです。雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

1番につきましては、事務局の説明どおり、何らご異議ございません。

2番につきましては、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

補足しますが、2番につきましてもですね、何ら問題ないかと思います。

実は、申請人は県外の人ですが、どうも昔から県外に住んでいて、父親がずっと管理しておられましたが、約20年前に亡くなられて、そのまま耕作放棄地で現在このような状況でございますので、よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第5号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第5号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 追加 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議長（西岡）

追加議案といたしまして、議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち法例を遵守し、後世にその職務を遂行することが必要不可欠であるため、下記について申し合わせ決議をする。令和2年1月10日、上天草市農業委員会会长、西岡光雄。下の申し合わせ決議につきましては、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。これにつきましては、ご存じの方も多いかと思いますけれども、大分の農業委員会などで、通してはならない転用を、一部の農業委員さんと申請者で許可した、ということで、逮捕、起訴があったということがあります、全国農業会議所

から文書が発出されております。「誠に遺憾なことではあります、10月に農業委員会会長が、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。」ということから始まりまして、「各農業委員会において、綱紀保持に関する申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織としての綱紀肅正の徹底を図っていただきたい。」ということで、ぜひ議題として提出して、申し合わせを決議していただきたいということがありまして、今回議題としてご提案をした次第です。

ピンクの付箋紙を付けております議案6号の下半分、一応読み上げをしてみたいと思います。

#### 上天草市農業委員会の法令遵守申し合わせ決議

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。となっております。

追加でご説明いたしますと、特に1番の議事参与の制限と議事録の公表とあえて書いてありますけれども、本来その担当する場所というか、実際そのかかわる委員さん、その案件にかかる委員さんについて、本市でも1回退席をいただいてご審議をいただくということがありましたけれども、今回の報道では、本来、かかわってはいけないところにかかわっていたということがあったということと、さらには、議事録には載せずに、つまり議事として審議していないのに、勝手に許可を出したということで問題になったということで、あえてこの書き方をしてあるということになります。

以上、2点について決議をいただければと思います。ご審議をお願いいたします。

議長（西岡）

大分の会長が、農業委員会にはかけずに許可した例がありました。その人は業者に対してでしたね。

ただいま、議案第6号として事務局のほうから説明がありましたけれども、この法令遵守の申し合わせ決議につきまして、皆さん方、決議することにご異議ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということで、議案第6号を決議いたします。

#### 報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号利用権設定合意解約について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい、報告第1号について。農業經營基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び報告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

議案の説明の前に、議案16ページ、番号2番、合意解約の計画の開始日が平成26年4月18日と書いていましたが、こちらは平成26年12月11日からでしたので、修正をお願いいたします。

では、改めて議案について説明いたします。

議案16ページ、番号1番になります。解約する土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番、登記簿地目は田、面積は1,086m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人ともに松島町の個人の方です。設定期間は、平成26年12月11日から令和元年12月10日で、合意解約日は令和元年12月1日です。解約理由は、双方合意になります。

続きまして、番号2番、解約する土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番、登記簿地目は田、面積は1,074m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人ともに松島町の個人の方です。設定期間は、平成26年12月11日から令和元年12月10日で、合意解約日は令和元年12月1日です。解約理由は、双方合意になります。

最後に、番号3番、解約する土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番、登記簿地目は田、面積は2,133m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人ともに松島町の個人の方です。設定期間は、平成27年9月1日から令和2年8月31日で、合意解約日は令和元年12月1日です。解約理由は、双方合意になります。

今回の3件の合意解約は、借受人の耕作用の機械が故障してしまい、耕作が困難になったため3件まとめての解約となりました。番号1番及び2番については、10月の定期総会において同条件で再設定の申請があり、既に公告を行いましたが、今回併せて解約となります。以上で報告を終わります。

議長（西岡）

ただいま合意解約の説明がございましたけれども、皆さん方、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、ただいまの報告第1号は、報告どおりといたします。

それでは、皆さん方には慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、全ての議案の審議を終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

これをもちまして本日の総会の議事を全て終了いたします。

なお、後ほど事務局のほうからその他のほうで説明がございますので、よろしく  
お願ひいたします。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会午前10時40分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年1月10日

上天草市農業委員会 会長

上天草市農業委員会 委員

上天草市農業委員会 委員

西岡光雄

森和敏

松木光義